

◇ 介護保険施設入居者やショートステイ利用者の居住費・食費の助成制度が変わります

低所得の要件を満たす方には、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超えた分は、介護保険から給付されています。

※ 給付を受けるには、お住いの町村へ申請が必要です。

▽対象者の「所得」や「預貯金等の資産」の要件、食費の限度額を変更

- ・要件となる所得の基準について、現行の第3段階が2つの段階に分かれるとともに、食費の助成について、第2段階と第3段階①の利用者負担限度額が上がります。
- ・要件となる預貯金等の資産の上限額について、1,000万円(配偶者がいる場合は2,000万円)でしたが、所得段階に応じて新たに設定されます。
- ・食事の提供に要する平均的な費用の額(基準費用額)が、1,392円→1,445円(日額)に上がります。

※ 表の網掛け部分に変更箇所です

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身: 1,000万円以下	490円	0円	820円	490円	300円
	老齢福祉年金受給者の方	夫婦: 2,000万円以下	(320円)				
2	前年の年金収入額+年金以外の合計所得金額が80万円以下の方	単身: 650万円以下	490円	370円	820円	490円	390円
		夫婦: 1,650万円以下	(420円)				「600円」
3①	前年の年金収入額+年金以外の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	単身: 550万円以下	1,310円	370円	1,310円	1,310円	650円
		夫婦: 1,550万円以下	(820円)				「1,000円」
3②	前年の年金収入額+年金以外の合計所得金額が120万円超の方	単身: 500万円以下	1,310円	370円	1,310円	1,310円	1,360円
		夫婦: 1,500万円以下	(820円)				「1,300円」

※住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む)の所得や預貯金等の資産も判断材料となります。

※年金収入額には、障害年金や遺族年金など税法上非課税であるものを含まず。

※65歳未満の方については、利用者負担段階にかかわらず、預貯金等の資産の上限額は単身: 1,000万円以下、夫婦: 2,000万円以下となります。

☆( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

☆「」内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

◇ 毎月の自己負担限度額(高額介護サービス費)が変わります

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、一定の限度額を超えたときは、後から利用者へ給付されています。

※ 給付を受けるにはお住まいの町村へ申請が必要です。

▽「現役並み所得相当」である方の区分を細分化し、新たな限度額を設定

- ・「現役並み所得相当」である方の自己負担限度額は44,400円でしたが、世帯年収に応じて3つの区分に分かれ、限度額が上がります。

※ 表の網掛け部分に変更箇所です

区分	限度額
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)
・老齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・前年の課税年金収入額+年金以外の合計所得金額が80万円以下の方等	15,000円(個人)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
下記以外の住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円(世帯)
年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円(世帯)
年収約1,160万円以上の方	140,100円(世帯)

# 広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課  
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466  
メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp  
ホームページ http://www.shiribeshi-kouiki.jp/

## 第32号 令和3年8月

### マイナンバーカードの健康保険証利用について

令和3年10月末を目途に、マイナンバーカードを保険証として利用できるようになります。令和5年3月末には概ねすべての医療機関で利用できるよう、医療機関や薬局のシステム整備を国が支援しております。健康保険証として利用するにはマイナポータルで申し込む必要はございますが、利点や健康管理にも役立つ機能をご紹介します。

#### ◇ 健康保険証として利用できる利点とは？

- ・マイナンバーカードの保険証利用は国民健康保険証ではありません。社会保険証も利用できるため、就職や転職した後の保険証の交付待ちもなくなります。
- ・限度額認定証等について、従来は事前に申請する必要がありましたが、今後オンライン資格確認が導入された医療機関では、それらの申請なしに限度額が適用され、持参する必要もなくマイナンバーカード1枚で受診することができます。これにより急な入院でも、限度額を超える支払いが免除され、一時支払いによる負担もなくなります。

#### ◇ 健康管理や家計を助ける味方？

- ・令和3年10月までに、令和2年度以降の特定健診結果や薬剤情報、医療費情報を登録したマイナポータルにて閲覧可能となる予定です。なおこのサイトの閲覧については、本人及び本人が同意した医療・行政機関のみが閲覧可能となります。これにより領収書の保管も必要なく確定申告が簡単になり、また、医療機関や引越先市の市町村保健師への情報提供や閲覧も可能となります。
- ・お薬手帳の代わりにとなり、病院を受診するたびに持参する必要もありません。薬を処方するにあたり重複服薬による健康被害の防止や家計への負担軽減にも役立ちます。重複服薬は、薬の飲み合わせにより体への負担が大きくなる場合もあり、体調不良やより強い副作用のリスクが高まるため、大変危険です。薬はたくさん飲めばよいというものではありません。適切な種類、量を処方されていますが、お薬手帳がないと新規病院へ通院する際に重複服薬の可能性が高くなります。また、処方されている薬で名前は違いますが同じ効能ということもありますので、それらの見直しにもつながり、日々の医療費節約にも活用できます。

#### ◇ 最後に

従来通りの保険証も利用できますが、マイナンバーカード1枚で保険証、限度額認定証等やお薬手帳の代わりになることをお伝えいたしました。より便利に医療機関を受診できたり、健康維持や家計にも役立ちますので、まだマイナンバーカードをお持ちでない方は申請のご検討をお願いいたします。

今回の記事については、厚労省のホームページを参考に作成しましたので、もっと詳しく知りたい方はそちらもご覧ください。

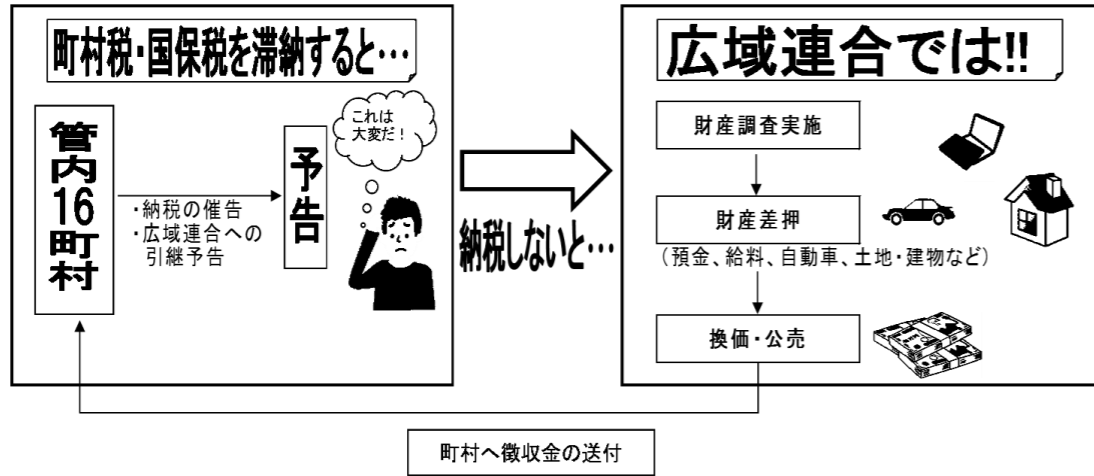
#### ◇ 申請書類・申請方法

交付申請書は、お住まいの町村役場からすでに郵送されており、申請については郵送もしくはオンラインでの申請となります。申請書がお手元に届かない、紛失されたという方は、お住まいの町村へお問い合わせ願います。また、マイナンバーカード総合サイトからダウンロードもできますが、ダウンロードできる申請書は手書きの申請書のみとなっておりますので、お間違いのないようにしてください。



◇ 広域連合では悪質な滞納者に厳しく滞納処分を実施します

町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は、町村にとって貴重な自主財源です。財源が不足すると、住民サービスに影響を及ぼしかねません。また、ほとんどの納税者は納期内納税を行っていただいておりますが、このような納税者が報われる（正直者が馬鹿を見ない）社会を実現するためにも、高額・長期の滞納者や納税の意志が見られない悪質な滞納者は、町村から後志広域連合に税金の徴収業務が引き継がれます。後志広域連合では、引受けた滞納者について、速やかに徹底した財産調査・捜索を行い、判明した財産について、直ちに差押えを行うなど、厳しい滞納処分を実施します。



後志広域連合における直近5年間の滞納整理の実績は下記のとおりです。広域連合では、悪質な滞納者には今後も厳しい滞納処分を実施していきます。

年度	引受人数	引受金額(千円)	差押件数	捜索件数	完納人数
28	153	167,576	148	61	68
29	176	169,841	139	47	90
30	202	116,346	123	52	107
元(31)	219	91,950	119	41	108
2	189	80,291	118	20	97

◇ 合同公売会への参加とインターネット公売を実施します

後志広域連合では、債権（預金・給料等）の差押えのほか、動産、自動車（タイヤロックの装着）、不動産（土地・建物）なども差押え、公売処分を行ってきました。令和3年度についても、北海道や市町村との合同公売会やインターネット公売により、差押財産の換価を行います。

なお、インターネット公売は全国の公共団体等が出品していて、どなたでも参加できます。

※ インターネット公売についての詳しい内容は、後志広域連合のホームページをご覧ください。（<http://www.shiribeshi-kouiki.jp/zeimu/net-koubai/>）

65歳以上の方の介護保険料の納め方

～忘れずに介護保険料を納めましょう！～

普通徴収 → 【納付書】や【口座振替】で納めます

- ・年金が年額18万円未満の方
- ・年度の途中で65歳になった方
- ・令和3年2月の年金で天引きされなかった方 など

普通徴収での納付がある方には

7月9日付、『介護保険料納付通知書』を送付しています。納入通知書にある各納期限内に取り扱い金融機関等で納めてください。

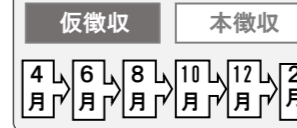
すでに「口座振替」の届け出されている場合は、各納期限に届け出のあった口座から自動振替（引落とし）されます。

▼普通徴収の各期別納期限（令和3年度）

期別	納期限
第1期	令和3年 7月26日
第2期	令和3年 8月25日
第3期	令和3年 9月27日
第4期	令和3年 10月25日
第5期	令和3年 11月25日
第6期	令和3年 12月27日
第7期	令和4年 1月25日
第8期	令和4年 2月25日

特別徴収 → 年金から【天引き】になります

- ・年金が年額18万円以上の方



特別徴収の方は、

介護保険料の年額が、年金支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の年6回に分けて天引きされます。

7月26日付、『介護保険料特別徴収通知書』を送付していますので、そちらで年金から天引きされる保険料額を確認ください。

口座振替の依頼済みであれば・・・  
介護保険料の納め方が変わってしまったときにも、納め忘れがありません。いま、特別徴収の方でも取り扱い金融機関窓口へ預金通帳・通帳届印をお持ちいただければ手続きが可能です。

【知っていますか】

普通徴収の方が特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6ヵ月後から特別徴収になります。また反対に、いま特別徴収で介護保険料を納めている方でも、「住所」や「収入」に変更などがあると、一時的に普通徴収になったり、特別徴収と普通徴収の併用で介護保険料を納めていただく場合があります。

こんなとき納付忘れにならないために

新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等により介護保険料の納付が困難となられた場合、令和3年度の介護保険料が減免される制度があります。

◆ 対象となる方（次の1又は2のいずれかに該当する場合）

1. 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
2. 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の減少が見込まれ、次のア及びイの全ての要件に当てはまる場合
  - ア 主たる生計維持者の事業収入等の減少額（保険金や損害賠償金等で補てんされた収入を控除した額）が前年の事業収入等と比べて10分の3以上
  - イ 減少する事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

◆ 申請先 各町村介護保険担当窓口へ

※ 詳しくは、後志広域連合介護保険課が各町村介護保険担当窓口まで